



鳥取県中小企業者採用試験を受験する 県外居住者の交通費支援補助金のご案内

正規雇用の採用試験を受験する県外居住者の 交通費負担を軽減する取組を支援します！



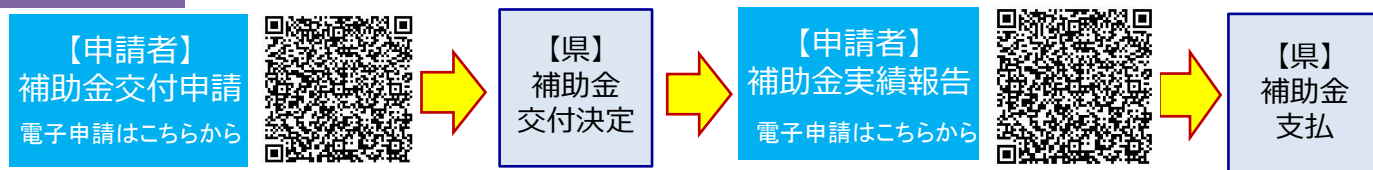
募集事業の概要

※事業の詳細は、ホームページに掲載している補助金交付要綱・募集要領で御確認ください。

| 項目 | 説明 |
|--------|---|
| 募集受付期間 | 令和8年4月1日(水)～令和9年1月31日(日) ※ 随時募集 しますが、予算の執行状況により 年度途中で受付を終了する場合があります。 |
| 対象者 | ・県内に事務所を有する中小企業者 ※中小企業者とは、個人事業者、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合等をいいます(中小企業等経営強化法第2条第1項)。 |
| 対象経費 | 補助対象者が負担する交通費相当額のうち、次のいずれか低いほうの経費 ア 受験者が県外居住地から県内の採用試験会場までを片道又は往復で移動するのに要する額(県の規定により算出した額) イ 企業が実際に負担した額(消費税額は除く。) ※ただし、いずれも受験者1人につき5千円以上を支給した場合に限ります。 |
| 補助率 | ①県内に本社のある場合 …補助対象経費の1/2 ②県内に事業所のある場合…補助対象経費に、従業員全体に占める県内従業員の割合を乗じた額の1/2 |
| 補助金額 | 上限額 10万円(受験者1人につき3万円) |
| 事業実施期間 | 交付決定を受けた日から、令和9年2月28日(日)まで |

事業の流れ

- ・交付決定前に実施した事業に係る経費は補助対象外
- ・補助金は事業完了後の精算払



- ①交付申請書・事業実施計画書・収支予算書(指定様式)を県へ提出してください。
- ②提出された書類を県で審査し、交付決定(又は不決定)を通知します。
- ③交付決定を受けた日以降に事業を実施してください。交付決定日までに事業を実施した場合、補助対象外となります。事業は、**令和9年2月28日(日)までに完了**してください。
- ④**事業完了後30日以内**に、事業実施報告書(指定様式)を県へ提出してください。
- ⑤実績報告書の内容を確認し、補助金額の確定及び支払を行います。

【本補助事業に関する問合せ先】鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課

住所：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 本庁舎7階

電話：0857-26-7662 ファクシミリ：0857-26-8169

電子メール：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp URL：https://www.pref.tottori.lg.jp/303953.htm